

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月8日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「100分の8.27」を「100分の9.02」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「44,310円」を「45,260円」に改める。

第10条中「66万円」を「80万円」に改める。

第12条第1号ア中「及び法第117条第2項」を「、法第117条第2項」に改め、同号ア中「よる拠出金」の次に「及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加え、同条第3号中「総額は、被保険者均等割総額」の次に「の48分の52に相当する額」を加える。

第14条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、秋田県後期高齢者医療広域連合が被保険者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第10条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

(1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者

(2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった者を除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とする。

3 第1項の場合における所得割率は100分の8.35とする。